

別表十六（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第62条の8《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「当期損金算入額」及び

$$\left[(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \right] \text{又は} (2) \quad 3$$

「当期益金算入額」の各欄は、

$$\left[(5) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \right] \text{又は} (6) \quad 7$$

次により記載します。

- (1) 法第62条の8第1項に規定する非適格合併等に係る同項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第7項に規定する差額負債調整勘定の金額について当該非適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度において損金³の額又は益金の額に算入する金額を計算する場合にあっては、「当期の月数」とあるのは、「非適格合併等の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。

- (2) 令第123条の10第14項《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》の適格合併により引継ぎを受けた法第62条の8第1項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第7項に規定する差額負債調整勘定の金額についてその引継ぎを受けた事業年度又は連結事業年度の損金³の額又は益金の額に算入する金額を計算する場合にあっては、「当期の月数」とあるのは、「適格合併の日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。

- 3 「当期益金算入額」及び

$$\left(\left(\frac{9}{10} \right) \times \text{減額対象従業員数} \right) \text{又は個別} \quad 12$$
 及び
 計算による金額」

「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額 13 の

$$\left(\left(\frac{9}{10} \right) \times \text{引継者数} \right) \text{又は個別計算による金額} \quad 14$$
」

各欄は、令第123条の10第12項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する退職給与引受従業員ごとの同条第7項に規定する退職給付引当金額に相当する金額の合計額を記載します。

- 4 「その他未確定債務の額32」は、令第123条の10第16項第1号ロに掲げる金額がある場合に当該金額を記載します。

- 5 法第62条の8第9項に規定する適格合併等又は平成22年改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第62条の8第9項《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》に規定する適格組織再編成により引継ぎを受けた金額についてこの明細書を記載する場合には、「非適格合併等の日」にはその適格合併等又は適格組織再編成に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第2条第12号の6《定義》に規定する事後設立法人（以下「被合併法人等」といいます。）におけるこの明細書の「非適格合併等の日」を記載し、「1」、「5」、「9」、「10」、「15」及び「21」から「34」までの各欄は、それぞれその被合併法人等におけるこの明細書の「1」から「3」まで、「7」、「11」、「12」及び「17」の各欄の金額を記載し、「期首資産調整勘定の金額2」、「期首差額負債調整勘定の金額6」、「期首退職給与負債調整勘定の金額11」及び「期首短期重要負債調整勘定の金額16」の各欄は、それぞれ「適格合併により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額2」、「適格合併により引継ぎを受けた差額負債調整勘定の金額6」、「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた退職給与負債調整勘定の金額11」及び「適格合併等により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額16」として記載します。